



本事業は、特定健診未受診者の診療情報から特定健診を受診したこととみなし、特定健診の受診者として管理することを目的とします。

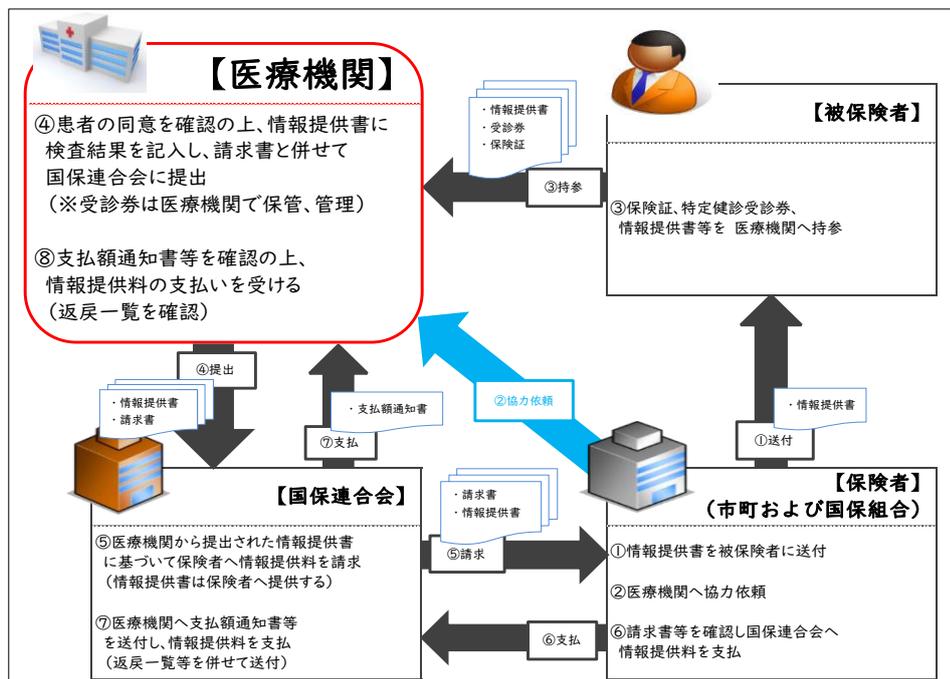
なお、特定健診の受診を妨げるものではなく、未受診者への特定健診受診の推奨にもかかわらず、やむを得ず特定健診が受診されない場合に実施するものです。

特定健診を受けない理由として「定期的に通院しているから」「時間がないから」等があります。そのような方にも特定健診を受診頂きたいのですが、かかりつけ医が保有する診療情報が特定健診の項目に該当する場合、その情報をもって特定健診を受診したこととみなすことができます。

特定健診の受診者とみなすことにより、マイナポータル上で患者個人が経年の健診結果を閲覧できるため、身体に起きている変化を理解することも可能となります。

国保連合会では、国保に加入している患者の診療情報を医療機関から提供いただき、特定健診とみなす事業（以下、情報提供事業）を平成27年12月より実施しております。

## 2 事業概要図



\*国保連合会ホームページに掲載の実施要領に沿って実施しております。

## 3 情報提供料等

診療情報を提出した場合、委託料として情報提供料等が国保保険者から国保連合会を通して医療機関へ支払われます。

項目		単価（消費税及び地方消費税を含む）
情報提供料		2,750 円
追加検査	HbA1c	550 円
	腎機能検査（血清クレアチニン・血清尿酸）	220 円

\*情報提供事業に関する患者の費用負担はありません。

### 【問い合わせ先】

長崎県国民健康保険団体連合会 保険者支援課企画広報・健診班 TEL：095-826-7301

（情報提供事業に関する詳細は右記QRコードよりご確認ください）



<令和7年4月>